なお、上記工事の施工実績は、元請として完工し引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工実績とすることができる。

イ　２者による共同企業体の場合は、構成員のうち代表者は、平成12年度以降に元請として完工した上記アの(ｱ)の施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が最大のものに限る。）を有すること。

その他の構成員は、平成12年度以降に元請として完工した上記アの(ｱ)から(ｴ)のいずれかの施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。

構成員のいずれかは、平成12年度以降に元請として完工した上記アの(ｲ)の施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合はこれを認める。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。

なお、上記工事の施工実績は、元請として完工し引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工実績とすることができる。

⑹　単体有資格者は、平成12年度以降に元請として完工した上記のアの(ｱ)及び(ｲ)の施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が最大のものに限る。）を有すること。なお、上記工事の施工実績は、元請として完工し引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工実績とすることができる。

⑺　当機構鉄道建設本部の施工実績がある場合は、「土木」及び「プレストレストコンクリート」における平成25年度及び平成26年度の当機構鉄道建設本部の工事成績が２年連続で平均60点未満でないこと。

⑻　工事全般に係る施工計画が適正であること。

⑼　単体有資格者又は共同企業体の構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。また、単体有資格者又は共同企業体の代表者及び出資比率が第２位の構成員については、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ又はウ及びカの基準を満たす者とする。なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　共同企業体の構成員は以下の経験を有する技術者を配置すること。

(ｱ)　３者による共同企業体の場合は、構成員のうち代表者は、平成12年度以降に元請として完工した上記⑸アの(ｱ)の施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有する者を配置すること。

出資比率が第２位の構成員は、平成12年度以降に元請として完工した上記⑸アの(ｱ)から(ｵ)のいずれかの施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有する者を配置すること。

代表者又は出資比率が第２位の構成員のいずれかは平成12年度以降に元請として完工した上記⑸アの(ｵ)の施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有する者を配置すること。

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうちの１者に限る。）の配置予定技術者については、上記⑸アの施工経験を必ずしも必要としない。なお、上記⑸アに掲げる同種の工事の施工経験を１名の配置予定技術者で条件を満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができる。ただし、複数名の組合せとする場合、共同企業体の代表者が配置する技術者については、上記⑸アの(ｱ)の施工経験を有する者は、本工事の契約期間中専任で配置するものとし、その他の者は、各々の施工経験を有する工事の施工期間中のみの専任配置とすることができるものとする。代表者以外の者が配置する技術者を複数名の組合せとする場合は、複数名のうちいずれかの者は本工事の契約期間中専任で配置するものとし、その他の者は、各々の施工経験を有する工事の施工期間中のみの専任配置とすることができるものとする。また、上記工事の施工経験は、元請として完工し引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工経験とすることができる。

(ｲ)　２者による共同企業体の場合は、構成員のうち代表者は、平成12年度以降に元請として完工した上記⑸アの(ｱ)の施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有する者を配置すること。

その他の構成員は、平成12年度以降に元請として完工した上記⑸アの(ｱ)から(ｵ)のいずれかの施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有する者を配置すること。

構成員のいずれかは、平成12年度以降に元請として完工した上記⑸アの(ｵ)の施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有する者を配置すること。なお、上記⑸アに掲げる同種の工事の施工経験を１名の配置予定技術者で条件を満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができる。ただし、複数名の組合せとする場合、共同企業体の代表者が配置する技術者については、上記⑸アの(ｱ)の施工経験を有する者は、本工事の契約期間中専任で配置するものとし、その他の者は、各々の施工経験を有する工事の施工期間中のみの専任配置とすることができるものとする。代表者以外の者が配置する技術者を複数名の組合せとする場合は、複数名のうちいずれ